

先端設備等導入計画に基づき取得した設備等の課税標準額の特例について

中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」に基づき取得した設備等について、一定の要件を満たしたうえで申告をされた場合に、地方税法附則第 15 条第 44 項に規定する固定資産税の課税標準の特例措置を講じます。

1 特例措置の内容

賃上げ目標を盛り込んだ「先端設備等導入計画」に基づき先端設備等を導入された場合は、より有利な特例期間・特例率が適用されます。

賃上げ目標	設備の取得期間	特例期間	特例率
無し	R5. 4. 1～R7. 3. 31	3 年間	1 / 2 (1/2 軽減)
有り	R5. 4. 1～R6. 3. 31	5 年間	1 / 3 (2/3 軽減)
	R6. 4. 1～R7. 3. 31	4 年間	1 / 3 (2/3 軽減)

2 対象者及び対象設備等の要件

項 目	内 容		
対 象 者	次のいずれかに当てはまる方(租税特別措置法に規定する中小企業者又は、中小事業者) (1) 資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人 次の法人は、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下であっても対象となりません。 ① 同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円超の法人等）から 2 分の 1 以上の出資を受ける法人 ② 2 以上の大規模法人から 3 分の 2 以上の出資を受ける法人 (2) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員が 1、000 人以下の法人 (3) 常時使用する従業員が 1、000 人以下の個人 ※先端設備等導入計画の認定が受けることができる「中小企業者」とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。		
対象設備等		資産の種類	取得価額
	①	機械及び装置	160 万円以上
	②	工 具	30 万円以上
	③	器具及び備品	30 万円以上
	④	建物附属設備	60 万円以上
償却資産として課税される資産に限る ・中古資産でないもの ・市町村の導入促進基本計画に適合していること ・生産性向上に資するもの（導入で労働生産性が年平均 3 % 以上向上） ・企業の収益向上に直接つながるもの（導入で投資利益率が年平均 5 % 以上）			

取 得 日	当該設備等に係る先端設備等導入計画の認定の日から令和7年3月31日までの間に、当該設備等を取得していること。
-------	--

3 添付書類

当該設備等を取得した翌年に提出する償却資産申告書・種類別明細書と併せ、当該設備等に係る次の書類を提出してください。

(1) 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し）

※申請時に提出した先端設備等導入計画書の写しを含む

(2) 先端設備等導入計画の事前認定書（写し）

(3) 投資計画に関する確認書（写し）

※賃上げ方針を従業員へ表明された特例適用を申告する場合は、次の資料も提出してください。

(4) 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写し）

※リース会社が申告する場合は、(1)～(4)の必要資料に加えて、次の資料も提出してください。

(5) リース契約見積書（写し）

(6) 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書（写し）

償却資産申告書への記載例

種類別明細書(増加資産・全資産用)

取得年月				取得価額	耐用年数	減価残存率	価 額	※ 課税標準の特例		※ 課税標準額	増加事由	摘 要
数量	年号	年	月					率	コード			
1	R	6	8	5,000,000	10						① 2 3・4	附則 15-44
											1・2 3・4	
											1・2 3・4	
											1・2 3・4	
※種類別明細書の該当する資産の摘要欄に「附則 15-44」と記載してください。												
											1・2 3・4	
											1・2 3・4	

第二十六号様式別表一

4 旧地方税法に基づき取得した資産等

令和5年3月31日までに、旧地方税法附則第64条の中小企業等経営強化法による先端設備等導入計画に基づき取得した設備等については、従来通り特例措置が受けられます。

問い合わせ先

三原市 資産税課 償却資産係

Tel 0848-67-6039